

川越市週休2日制適用工事要領（土木工事）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

新（改正後）	旧（現行）
（定義） 第2条 この要領において「適用工事」とは、<u>「現場閉所型」又は「交替制」により週休2日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）</u>をいう。 2 この要領において「土木工事」とは、土木工事標準積算基準書（埼玉県）、水道施設整備費に係る歩掛表、<u>下水道用設計標準歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準</u>のいずれかを適用する工事をいう。 3 この要領において「<u>現場閉所型</u>」とは、対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式をいう。 （1） 週休2日 ア 完全週休2日 対象期間において、全ての週で<u>2日以上</u>の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 イ（略）	（定義） 第2条 この要領において「適用工事」とは、<u>「週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下、適用工事（現場閉所型）という。）」及び「週休2日制適用工事（交替制）（以下、適用工事（交替制）という。）」</u>の総称をいう。 2 この要領において「土木工事」とは、土木工事標準積算基準書（埼玉県）、水道施設整備費に係る歩掛表及び土地改良事業等請負工事積算基準のいずれかを適用する工事をいう。 3 この要領において「<u>適用工事（現場閉所型）</u>」とは、対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式をいう。 （1） 週休2日 ア 完全週休2日 <u>（土日）</u> 対象期間において、全ての週<u>の土日</u>で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。 イ（略）

新（改正後）	旧（現行）
ウ（略） (2) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。 (3) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>なお、原則として現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。</u> <u>(4) 現場着手日</u> 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 <u>(5) 現場完成日</u> 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。	ウ（略） (2) 対象期間 契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。 以下削除 (3) 現場閉所 対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>(4) 現場閉所日 削除</u> <u>(5) 現場着手日</u> 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 <u>(6) 現場完成日</u> 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 <u>(7) 現場閉所率</u>

新（改正後）	旧（現行）
<u>(6) 現場閉所率</u> 現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数 （対象とする適用工事） 第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。 ただし、次に掲げる工事のほか、<u>適用工事における「現場閉所型」及び「交替制」</u>のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。<u>なお、発注者は、別記「特記仕様書への「週休2日制適用工事」の有無についての明示」に基づき特記仕様書に明示する。</u> (1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） (2) 対象期間が1週間未満の工事 <u>（多様な働き方の取扱い）</u> 第4条 <u>受注者が、1年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外に含めて設定し、契約期間内において所定の休日</u> <u>を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工</u> <u>事で週休2日工事を達成したものとみなす。</u> <u>※ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）</u> <u>労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の</u>	現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数 （対象とする適用工事） 第3条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。 ただし、次に掲げる工事のほか、<u>適用工事（現場閉所型）及び適用工事（交替制）</u>のいずれも困難な工事は、適用工事としないことも可能とする。 (1) 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） (2) 対象期間が1週間未満の工事 <u>（発注方式）</u> 第4条 削除

新（改正後）	旧（現行）
<u>期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。</u> （実施方法） <u>第5条 （略）</u> 2 （略） <u>3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。</u> <u>(1) 発注者は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には、川越市ワンデーレスポンス実施要領（平成28年4月1日施行）に基づく円滑な実施に努める。</u> <u>(2) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。</u> （監督員への報告） <u>第6条 受注者は、工事完成時に「週休2日制適用工事取組報告書（様式第1号）」により適用工事の実施状況を監督員に報告する。</u>	<u>（工期の設定）</u> <u>第5条 削除</u> <u>（経費の補正）</u> <u>第6条 削除</u>

新（改正後）	旧（現行）
（工事成績評定） <u>第7条</u> 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。 （その他） <u>第8条</u> その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則	（実施方法） <u>第7条</u> （略） 2 （略） 3 削除 4 削除 5 削除 （工事成績評定） <u>第8条</u> 工事成績評定における加点は行わない。また、履行できなかった場合においても、減点しないものとする。ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。 （その他） <u>第9条</u> その他必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

新（改正後）	旧（現行）
この要領は、令和２年４月１０日から施行する。 附 則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。 附 則 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和８年１月２０日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和８年１０月１日から施行する。</u>	この要領は、令和２年４月１０日から施行する。 附 則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用することができる。 附 則 この要領は、令和６年１１月１日から施行する。 附 則 この要領は、令和８年１月２０日から施行する。

新（改正後）	旧（現行）
別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」の 有無についての明示」 ＜入札公告＞※対象外工事の場合は除く 1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。 ＜特記仕様書＞ <u>（適用工事の対象の場合）</u> ・週休２日制適用工事 本工事は「週休２日制適用工事」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（土木工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html	別記「入札公告等、特記仕様書への「週休２日制適用工事」で ある旨の明示」 ＜入札公告＞ 1 入札対象工事 (5)その他 本工事は「週休２日制適用工事（※）」の対象工事である。 ＜特記仕様書＞ ・週休２日制適用工事 本工事は「週休２日制適用工事（※）」の対象工事である。実施は、川越市週休２日制適用工事要領（土木工事）（令和〇〇年〇〇月〇〇日施行）によるものとする。要領は、川越市総務部技術管理課ホームページで確認のこと。 川越市総務部技術管理課ホームページ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011724/1011747.html ※ <u>発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入</u>

新（改正後）	旧（現行）
(適用工事の対象外の場合) ・ 週休 2 日の対応 本工事は、「週休 2 日制適用工事」の対象外工事である。	